

国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第5条)</p> <p>第2章 取得(第6条―第9条)</p> <p>第3章 処分(第10条―第12条)</p> <p>第4章 実施又は使用(第13条―第16条)</p> <p>第5章 固定資産会計(第17条)</p> <p>第6章 雑則(第18条―第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(知的財産の範囲)</p> <p>第3条 この規程において、知的財産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設の長が特に指定するノウハウ等の権利</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第5条)</p> <p>第2章 取得(第6条―第9条)</p> <p>第3章 処分(第10条―第12条)</p> <p>第4章 実施又は使用(第13条―第16条)</p> <p>第5章 固定資産会計(第17条)</p> <p>第6章 雑則(第18条―第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(知的財産の範囲)</p> <p>第3条 この規程において、知的財産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設の長が特に指定するノウハウ等の権利</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。